

平成20年 No.34

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程

制定理由

大学院学則の一部改正及び研究実施計画等の提出に係る規定の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成20年 6 月 24 日 大学院連合学校教育学研究科委員会 審議・承認

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年6月25日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年規程第35号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程

大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：大学院学則の一部改正及び研究実施計画等の提出に係る規定の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 <u>(講座)</u> 第2条 学校教育学専攻に、教育科学講座群として教育構造論講座、教育方法論講座及び発達支援講座を置き、教科領域講座群として言語文化系教育講座、社会系教育講座、自然系教育講座、芸術系教育講座、健康・スポーツ系教育講座及び生活・技術系教育講座を置く。 <u>2</u> 前項の講座は、連合講座とする。 〔以下、現行の第4条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。〕 <u>(研究実施計画書等の提出)</u> <u>第11条 主指導教員は、研究実施計画書及び研究指導計画書を作成し、研究科長に提出しなければならない。</u> <u>2 研究実施計画書及び研究指導計画書の作成については、別に定める。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年6月25日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 <u>(専攻及び講座)</u> 第2条 <u>連合学校教育学研究科に学校教育学専攻を置く。</u> <u>2</u> 学校教育学専攻に、教育科学講座群として教育構造論講座、教育方法論講座及び発達支援講座を置き、教科領域講座群として言語文化系教育講座、社会系教育講座、自然系教育講座、芸術系教育講座、健康・スポーツ系教育講座及び生活・技術系教育講座を置く。 <u>3</u> 前項の講座は、連合講座とする。 (学生定員) <u>第3条 学校教育学専攻の入学定員は20名とし、収容定員は60名とする。</u> 〔省略〕 <u>(修了要件)</u> <u>第13条 研究科に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導等を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が博士課程の修了を認定する。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。</u> 〔省略〕